

議事（3）その他

⑤農薬マラチオンが検出された冷凍食品の
自主回収について



(株)アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品の自主回収について

株式会社アクリフーズ(群馬工場)が製造した冷凍食品(12月31日)

※回収対象商品は、食べずに返品を！

自主回収情報

回収製品名	商品の裏面に、製造者「株式会社アクリフーズ 群馬工場」と記載されている全商品 (賞味期限にかかわらず全商品が対象)
製造者	株式会社アクリフーズ群馬工場 群馬県邑楽郡大泉町吉田 1201 番地
回収理由	株式会社アクリフーズ群馬工場が製造した冷凍食品の一部から、本来含まれていない農薬(マラチオン)が検出された為。
想定される健康への影響	自主回収の対象商品の中で、農薬であるマラチオンが高濃度に検出されたものが一部あり、高濃度にマラチオンを含む食品を一定量摂取した場合には、健康に大きな影響を及ぼさないと推定される限量(いわゆる急性参照用量(ARFD))を超えることが考えられます。摂取の程度によっては、吐き気、腹痛等の症状を起こす可能性があります。 農薬マラチオンが含まれる食品の健康への影響(PDF:157KB)
問合せ先	アクリフーズお客様センター 電話(フリーダイヤル):0120-690-149 受付時間は午前9時から午後5時まで。 <u>WEB上でのアクリフーズお問い合わせページ(外部サイトへリンク)</u>
情報提供自治体	群馬県 http://www.pref.gunma.jp/05/d6210006.html (外部サイトへリンク)

高濃度にマラチオンを含む食品を一定量摂取した場合には、健康に大きな影響を及ぼさないと推定される限量(いわゆる急性参照用量(ARFD))を超えることが考えられます。また、摂取の程度によっては、吐き気、腹痛等の症状を起こす可能性がありますので、当該食品を食べないように注意してください。

万が一、当該食品を食べたことにより、吐き気、腹痛等の症状があった場合は、最寄の保健所までご連絡ください。

農薬マラチオンが含まれる食品の健康への影響について

○農薬マラチオンについて

有機リン系の殺虫剤で、穀類、野菜、果実等に使用され、国内では農薬取締法に基づき使用が認められています（別名マラソン）。米、野菜等の作物毎に残留基準が設定されています。

○マラチオンの毒性について

国際機関（FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議）において評価がなされ、一日摂取許容量（ADI）※¹0.3mg/kg 体重/日及び急性参照用量（ARfD）※²2mg/kg 体重/日が設定されています。

※¹ ADI：毎日一生涯食べ続けても健康に悪影響が生じないと推定される1日当たりの量。

※² ARfD：24時間またはそれより短時間に経口摂取しても、健康に悪影響が生じないと推定される1日当たりの量。

ADI及びARfDは動物実験等の結果をもとに、動物とヒトとの差や、個人差（子供や妊婦などへの影響を含めて）を考慮して設定されています。

マラチオンによる中毒症状としては、吐き気・嘔吐、下痢、腹痛、唾液分泌過多、発汗過多、軽い縮腫などがあります。

○今回マラチオンが検出された食品について

（1）アクリフーズが記者会見で発表したように、マラチオンを15,000ppm (=15mg/g 食品) 含有する食品の場合、体重60kgの人が、当該食品を8gを超えて摂取するとARfDを超過します。

$$2\text{mg/kg 体重} \times 60\text{kg} = 120\text{mg} \quad (\text{ARfDに相当するマラチオン摂取量})$$

$$120\text{mg} \div 15\text{mg/g 食品} = 8\text{g} \quad (\text{コロッケ1個(22g)の場合、約1/3個})$$

（2）また、同様に、マラチオンを2,200ppm含有する食品の場合、体重60kgの人が、当該食品を約55gを超えて摂取するとARfDを超過します。（ピザ1枚(93g)の場合、約1/2枚）

ARfD（急性参照用量）は24時間またはそれより短時間に摂取される農薬の限量として国際的に用いられていますが、安全側に立って設定されており、これを超えたとしても必ずしも健康に影響が生じるわけではありません。

○回収対象の食品を購入した場合の対処について

（1）家庭内等で回収対象の食品を見つけた場合には、食べずに返品して下さい。

（2）誤って回収対象の食品を摂取し、吐き気、腹痛などを生じた場合には、速やかに医療機関に受診して下さい。